

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条に定める事後開示書面)

当社は、株式会社トライアイズビジネスサービス（以下「TBS」といいます。）との間で2023年5月12日付で締結した吸収合併契約に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、TBSを吸収合併消滅会社とする、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

2023年7月1日

株式会社トライアイズ

目次

1. 吸収合併が効力を生じた日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条および第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 新株予約権買取請求
 - (4) 債権者の異議
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条および第799条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 債権者の異議
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条および第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

TBSは、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2023年5月25日付官報において本吸収合併をする旨及び吸収合併存続会社である当社の商号及び住所を公告いたしました。が、株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

TBSは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

TBSは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年5月25日付官報において本吸収合併に対する異議申述の公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対して異議申述の通知を行いました。が、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条および第799条の規定による法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書きの規定により、当社の株主による株式買取請求権は認められていません。

なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2023年5月25日付電子公告において本吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会社であるTBSの商号及び住所を公告いたしました。が、株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2023年5月25日付官報及び電子公告において、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。が、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、TBSの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
別添のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
本吸収合併による登記申請は、2023年7月3日に行う予定です。
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書類

2023年5月25日

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社トライアイズビジネスサービス
代表取締役社長 池田 有希子

株式会社トライアイズを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うに際して、会社法第782条及び会社法施行規則第182条の定めに基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

8. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。



吸収合併契約書

株式会社トライアイズ（以下「甲」という）と株式会社トライアイズビジネスサービス（以下「乙」という）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行い、乙は解散する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社トライアイズ

住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社トライアイズビジネスサービス

住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は2023年7月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

第5条（甲の資本金及び準備金の額等）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第7条（会社財産及び権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の全ての資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（解除条件）

本契約は、第6条に定める適法な機関決定による承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

第12条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、かつ、日本法に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保管する。

2023年5月12日

東京都千代田区紀尾井町4番1号
甲：株式会社トライアイズ 
代表取締役 池田 有希子

東京都千代田区紀尾井町4番1号
乙：株式会社トライアイズビジネスサ 
代表取締役 池田 有希子

決 算 報 告 書

(第 13 期)

自 2021年12月 1日
至 2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス

東京都千代田区紀尾井町4-1

貸借対照表

2022年11月30日 現在

株式会社トライアイズビジネスサービス

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	16,194,217	【流動負債】	1,973,658
現金及び預金	9,115,409	買掛金	1,362,900
売掛金	1,742,400	未払金	102,620
前払費用	505,082	未払費用	144,483
未収収益	814,018	預り金	363,655
短期貸付金	1,734,984	負債の部合計	1,973,658
未収入金	1,045,000	純資産の部	
未収消費税等	367,600	【株主資本】	75,541,917
未収法人税等	869,724	資本金	50,000,000
【固定資産】	61,321,358	利益剰余金	25,541,917
【有形固定資産】	1,218,676	利益準備金	3,500,000
工具器具備品	5,924,510	その他利益剰余金	22,041,917
減価償却累計額	-4,705,834	繰越利益剰余金	22,041,917
【投資その他の資産】	60,102,682		
長期貸付金	54,715,065	純資産の部合計	75,541,917
繰延税金資産	5,387,617	負債及び純資産合計	77,515,575
資産の部合計	77,515,575		

損 益 計 算 書

自 2021年12月 1日
至 2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	57,680,665	
売 上 高 合 計		57,680,665
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入 高	24,086,000	
合 計	24,086,000	
売 上 原 価		24,086,000
売 上 総 利 益 金 額		33,594,665
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		47,078,443
営 業 損 失 金 額		13,483,778
【営業外収益】		
受 取 利 息	879,287	
雑 収 入	1,255,534	
営 業 外 収 益 合 計		2,134,821
【営業外費用】		
雑 損 失	2,918	
営 業 外 費 用 合 計		2,918
経 常 損 失 金 額		11,351,875
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	3,277,212	
特 別 損 失 合 計		3,277,212
税 引 前 当 期 純 損 失 金 額		14,629,087
法 人 税 等		180,000
法 人 税 等 調 整 額		-5,061,665
当 期 純 損 失 金 額		9,747,422

販売費及び一般管理費内訳書

自 2021年12月 1日
至 2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	1,500,000
給 料 手 当	19,947,305
雑 給	114,654
そ の 他 人 件 費	5,024,121
法 定 福 利 費	2,839,821
福 利 厚 生 費	13,391
広 告 宣 伝 費	2,150
旅 費 交 通 費	62,853
通 信 費	107,287
水 道 光 熱 費	70,000
支 払 手 数 料	683,500
地 代 家 賃	7,284,155
租 税 公 課	74,896
支 払 報 酬 料	2,716,000
減 価 償 却 費	418,413
業 務 委 託 費	4,800,000
雑 費	1,419,897
販売費及び一般管理費合計	47,078,443

株主資本等変動計算書

自 2021年12月1日
至 2022年11月30日

株式会社トライアイズビジネスサービス

(単位：円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		50,000,000
	当期末残高		50,000,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当期首残高		3,500,000
	当期末残高		3,500,000
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		31,789,339
	当期変動額	当期純利益金額	-9,747,422
	当期末残高		22,041,917
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		35,289,339
	当期変動額		-9,747,422
	当期末残高		25,541,917
株 主 資 本 合 計	当期首残高		85,289,339
	当期変動額		-9,747,422
	当期末残高		75,541,917
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		85,289,339
	当期変動額		-9,747,422
	当期末残高		75,541,917

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具器具及び備品	5年～8年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております